

下水道事業受益負担金賦課の根拠その他について

◎ 負担金について

- 1 この負担金は、都市計画法第75条第2項の規定に基づく野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年野田市条例第36号）第7条第1項の規定により、賦課されます。
- 2 受益地の売買等により受益者に変更があった場合、変更後の納期に係る負担金は、新しく受益者となった方に納付していただくこととなりますので、変更が生じた日から14日以内に受益者変更届を提出してください。
- 3 受益地の単位負担額（1平方メートル）は下記の通りです。

野田第1負担区	600円	関宿第1負担区	650円
野田第2負担区	650円	関宿第2負担区	950円
野田第3負担区	700円		

負担金額 = 単位負担金額 × 受益地積

- ◎ 負担金は、5年20期に分割し、各年度に分けて4期ずつ納入通知書をお送りしますので、それによって納めてください。ただし、負担金を前納することもできます。

◎ 負担金を前納した場合

初年度の第1期を納付しようとするときに、それ以降の納期に係る全ての納付すべき負担金の額（初年度の第2期から5年度の第4期まで）の100分の10を乗じて得た額の報奨金が交付されます。初年度の第1期の納期限を過ぎると報奨金は、交付されませんのでご注意ください。

◎ 負担金を納期限までに完納されない場合

この負担金を納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じて、野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第11条及び同附則第3項の規定により計算した延滞金が加算されます。また、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を行うこともあります。

◎ 通知書の記載事項に不服がある場合

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

■ 問合せ先